

(2) 建築物等

ウ 医療・福祉地区

整備方針

医療・福祉地区は、誰もが安心して利用できる、ゆとりとうるおいある空間の創出を図ります。

地区の特性を踏まえ、隣接した公園と相まった利用者のやすらぎの場となる空間を目指します。



医療・福祉地区の位置

○整備ガイドライン

【特記事項】(景観形成基準=●、地区整備計画=◎、屋外広告物条例=△、行為指針=・)

土地・敷地

- 既存の地形や敷地の樹木などの保全・活用に配慮すること。
- 敷地内の緑化につとめること。

- ・樹木は季節感のある樹木を取り入れるよう配慮すること。
- ・樹木は成長を十分に考慮して配置すること。
- ・建築物の周囲は樹木の植栽につとめ、圧迫感の軽減に配慮すること。
- ・周辺環境に配慮するため、敷地境界部に遮音壁等を設置する場合は、周辺の緑化につとめ、圧迫感の軽減につとめること。
- ・駐輪場は、目立たないよう緑で隠すなど周辺環境との調和に配慮すること。

- 道路などに面した敷地の境界部の緑化を図り、緑豊かなうるおいある「みちすじ」景観の形成に努めること。樹種は、周囲の街路樹などとの連続性に配慮すること。

- ・公園2号の緑との調和に配慮し、うるおいある空間の創出につとめること。

駐車場から建築物へ植栽を施し、うるおいある景観を創出。緑量のある高木の配置により魅力あるエントランス空間を演出した事例



- 敷地の角地は、シンボルツリーの設置やオープンスペースの確保など、ゆとりある「まちかど」景観の形成につとめること。

- ・歩行空間の路面仕上げは、隣接する空間の路面仕上げと合わせるなど、一体的となるような空間整備に配慮すること。
- ・誰もが快適に利用できるように、ユニバーサルデザインに配慮すること。

- 開放感と統一感のある施設配置につとめ、街路樹や地域のみどり調和した樹種の植栽による緑化につとめること。

建築物、工作物等

- 周辺のまちなみとの調和や山並みへの眺望に配慮した配置や規模、デザインにつとめること。

- ・ 照明灯などの工作物を設置する場合は、医療・福祉地区内で同一のものの選定につとめること。
- ・ 建築設備等は、建築物内部に取り組みよう考慮し、できるだけ露出しないように配慮すること。やむを得ず設置する場合は目立たないように配慮すること。



室外機の目隠し。建築物全体のデザインとの調和にも配慮されている。

- 工作物が露出する場合は、周囲を遮へい効果のある植栽などで囲むよう配慮すること。

- ・ 駐車場や駐輪場の境界部周辺は緑化につとめること。

色彩

- 外壁や屋根などの色彩は、原則として、原色や突出色を使用しないこと。
- 建築物の外観及び工作物の表面の色彩は、「マンセル表色系」による分類で、下表のとおりとすること。

YR から 5Y までの色相 (5Y を含む)	彩度 6 以下
R、5Y から 10Y (5Y を含まない)、GY、BG、B、PB、P、RP の色相	彩度 2 以下

注 1) 見付面積の 5 分の 1 以下のアクセント色はこの限りではない。

注 2) 木材、土壁、漆喰、ガラスなど表面に着色を施していない素材色についてはこの限りではない。

注 3) 特別な事情によるものについては、別途協議することができる。

- ・ 外観の色彩は、落ち着いた色彩を基調とし、周辺のまちなみ及び樹木や花などとの調和に配慮すること。
- ・ 敷地内に 2 以上の建築物が存在する場合は、外観の色彩などを調整し、建築物同士の調和につとめること。
- ・ フェンス等を設置する場合は、周辺環境と調和する色彩の選定につとめること。

- ◎ 屋外に設置する自動販売機の外装の色彩は、マンセル表色系における彩度が 1.5 以下とする。

- ・ 商標、ロゴマーク等は必要最小限の表示に抑えるようつとめること。
- ・ 風除室などの屋内に設置する自動販売機で、屋外から視認できるものは、外装の色彩をマンセル表色系における彩度が 1.5 以下となるようにつとめること。

【景観に配慮した自動販売機の例】

(マンセル表色系 5Y 7.5 / 1.5)



清涼飲料自販機協議会 自販機景観ガイドラインより引用

広告物、看板

- 極力規模を抑えるよう心がけること。
- 周辺のまちなみとの調和に配慮した配置やデザインに努めること。

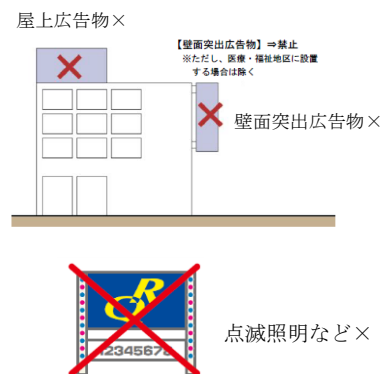
- ・周囲のまちなみとの調和に配慮するため、屋外広告物に使用する色彩は、原色や突出色を避けた配色の選定につとめること。特にベースカラーは彩度を抑え、素材をいかしたナチュラルカラーやアースカラーなどを用いるよう配慮すること。
- ・施設の案内サイン、誘導サインは、必要な情報伝達のみでなく、わかりやすさ、適切な配置と内容・美しさ・周辺環境との調和を考慮し、医療・福祉地区内でのデザインの統一に配慮すること。
- ・建築物の壁面に設置する場合は、建築物のベースカラーと広告物のベースカラーに共通性をもたせるなど、建築物との調和に配慮すること。

◎天沼地区地区計画区域内の施設以外のための屋外広告物は、設置してはならない。

◎屋上及び屋根面に設置してはならない。

◎壁面から突出して設置してはならない。

△ネオン照明（露出しているものに限る。）、点滅照明、動光及び映像表示装置その他これに類する電光表示装置を使用して表示してはならない。



【共通事項】

※平塚市公共施設景観ガイドライン 第4章施設別ガイドライン 8. 公共建築物 p 28～30を参照。